

議案第102号

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,200人」を「950人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

消防団員の定員を改めるため、この条例案を提出するものである。

## つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （定員） 第2条 団員の定員は、<u>950人</u>とする。 第3条（以下略）</p>	<p>第1条（略） （定員） 第2条 団員の定員は、<u>1,200人</u>とする。 第3条（以下略）</p>